

教育委員 各位

日野市教育委員会

教育長 堀川 拓郎

(公印省略)

令和6年度第11回教育委員会定例会の開催について

日野市教育委員会告示第12号により、下記のとおり令和6年度第11回教育委員会定例会を開催します。定刻までに御参集ください。

開催日時

令和7年(2025年)2月13日(木) 午後2時

開催場所

教育委員会室(506会議室)

案件

議案

- 第45号 日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について
- 第46号 日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則の制定について
- 第47号 日野市教育委員会所管職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規則の制定について
- 第48号 日野市公民館運営規則の一部を改正する規則の制定について
- 第49号 日野市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則の制定について
- 第50号 教育管理職の異動(内申)について
- 第51号 「日野市における部活動に関する方針」の改訂について
- 第52号 日野第三小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について
- 第53号 コミュニティ・スクール推進に関する基本方針について
- 第54号 教育委員会職員の分限休職の専決処分について

請願

- 第6-12号 都教委でいじめ問題を担当する指導担当部長が、違法な減給処分1件取消を勝ち取った”君が代”不起立教員に対し、約8年も遡り20年12月25日、戒告の再処分2件を出し直したいじめの非違行為につき、猛省するよう求める意見書を、出して頂きたい等の請願 ~教員や生徒の人権を守るために

報告事項

- 第27号 行政情報の公開請求

議案第45号

日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和7年2月13日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》
日野市教育委員会事務局生涯学習部門の再編に伴い、規則の一部改正を行うものです。

日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

日野市教育委員会事務局処務規則（平成16年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表教育部の部教育指導課の項及び生涯学習課の項を次のように改める。

教育指導課 指導係、教職員係、情報活用教育推進係、地域学校支援係

生涯学習支援課 総務係、公民館係

第5条の表教育部の部教育指導課の款情報活用教育推進係の項の次に次のように加える。

地域学校支援係

- (1) 学校運営協議会に関すること。
- (2) 地域学校協働活動に関すること。
- (3) 部活動の地域展開・地域連携に関すること。

第5条の表教育部の部生涯学習課の款を次のように改める。

生涯学習支援課

総務係

- (1) 生涯学習の振興に関すること。
- (2) 社会教育委員に関すること。
- (3) 生涯学習に関する総合調整に関すること。
- (4) 公民館その他の社会教育施設の設置及び管理並びに連絡調整に関すること。
- (5) 公民館運営審議会に関すること。
- (6) 学校施設における社会教育振興に関すること。
- (7) 課内の庶務に関すること。

公民館係

- (1) 公民館活動の企画運営に関すること。
- (2) 青少年教育に関すること。
- (3) 家庭教育に関すること。
- (4) 成人教育に関すること。

(5) 高齢者教育に関すること。

(6) その他社会教育の目的達成に必要なこと。

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の新旧対照表

―は、改正部分を示す。

新	旧
(目的) 第1条 略 (部、課及び係の設置) 第2条 日野市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に次の部、課及び係を置く。 教育部 庶務課 庶務係、施設係、業務サポート係 学務課 学務係、保健給食係 教育指導課 指導係、教職員係、情報活用教育推進係、<u>地域学校支援係</u> <u>生涯学習支援課 総務係、公民館係</u> ふるさと文化財課 学芸係、庶務係 発達・教育支援課 発達・教育支援係 第3条、第4条 略 (事務分掌) 第5条 事務局の部、課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。 教育部 庶務課 略	(目的) 第1条 略 (部、課及び係の設置) 第2条 日野市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に次の部、課及び係を置く。 教育部 庶務課 庶務係、施設係、業務サポート係 学務課 学務係、保健給食係 教育指導課 指導係、教職員係、情報活用教育推進係―― <u>生涯学習課 生涯学習係</u> ふるさと文化財課 学芸係、庶務係 発達・教育支援課 発達・教育支援係 第3条、第4条 略 (事務分掌) 第5条 事務局の部、課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。 教育部 庶務課 略

学務課 略

教育指導課

指導係

- (1) 教育課程の整備改善の指導に関すること。
- (2) 学習指導、生活指導その他の学校の教育指導に関すること。
- (3) 教科用図書の採択及び教材の取扱いに関すること。
- (4) 都費負担教職員（以下「教職員」という。）の研修に関すること。
- (5) 学校行事等に関すること。
- (6) 就学指導に関すること。
- (7) 学校における学習、生活、進路等の相談に関すること。
- (8) 課内の庶務に関すること。

教職員係

- (1) 教職員の人事に関すること。
- (2) 教職員の給与等及び服務に関すること。
- (3) 教職員の公務災害補償に関すること。
- (4) 教職員団体に関すること。

情報活用教育推進係

学務課 略

教育指導課

指導係

- (1) 教育課程の整備改善の指導に関すること。
- (2) 学習指導、生活指導その他の学校の教育指導に関すること。
- (3) 教科用図書の採択及び教材の取扱いに関すること。
- (4) 都費負担教職員（以下「教職員」という。）の研修に関すること。
- (5) 学校行事等に関すること。
- (6) 就学指導に関すること。
- (7) 学校における学習、生活、進路等の相談に関すること。
- (8) 課内の庶務に関すること。

教職員係

- (1) 教職員の人事に関すること。
- (2) 教職員の給与等及び服務に関すること。
- (3) 教職員の公務災害補償に関すること。
- (4) 教職員団体に関すること。

情報活用教育推進係

(1) 学校の情報活用教育に関する環境の整備・運用支援に関すること。

(2) 情報活用教育の推進に関すること。

(3) 学校図書館の活用と支援に関すること。

地域学校支援係

(1) 学校運営協議会に関すること。

(2) 地域学校協働活動に関すること。

(3) 部活動の地域展開・地域連携に関すること。

生涯学習支援課

総務係

(1) 生涯学習の振興に関すること。

(2) 社会教育委員に関すること。

(3) 生涯学習に関する総合調整に関すること。

(4) 公民館その他の社会教育施設の設置及び管理並びに連絡調整に関すること。

(5) 公民館運営審議会に関すること。

(6) 学校施設における社会教育振興に関すること。

(7) 課内の庶務に関すること。

公民館係

(1) 公民館活動の企画運営に関すること。

(1) 学校の情報活用教育に関する環境の整備・運用支援に関すること。

(2) 情報活用教育の推進に関すること。

(3) 学校図書館の活用と支援に関すること。

生涯学習課

生涯学習係

(1) 生涯学習の振興に関すること。

(2) 社会教育委員に関すること。

(3) 生涯学習に関する総合的な計画の策定及び総合調整に関すること。

(4) 地域学校協働活動に関すること

_____。

(5) 関係団体の助成及び育成に関すること。

(6) 学校開放（教室及び体育施設）に関すること。

(7) 課内の庶務に関すること。

<u>(2) 青少年教育に関すること。</u> <u>(3) 家庭教育に関すること。</u> <u>(4) 成人教育に関すること。</u> <u>(5) 高齢者教育に関すること。</u> <u>(6) その他社会教育の目的達成に必要なこと。</u> ふるさと文化財課 略 発達・教育支援課 略 第6条～第8条 略 付 則 略	_____ _____ _____ _____ _____ ふるさと文化財課 略 発達・教育支援課 略 第6条～第8条 略 付 則 略
--	---

議案第46号

日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和7年2月13日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》
日野市教育委員会事務局生涯学習部門の再編に伴い、規程の一部改正を行うものです。

日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則

日野市教育委員会事務局事務決裁規程（令和３年教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出し及び同条中「生涯学習課長」を「生涯学習支援課長」に改める。

付 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則の新旧対照表

__は、改正部分を示す。

新	旧
第1条～第13条 略 (<u>生涯学習支援課長</u>の専決事項) 第14条 <u>生涯学習支援課長</u>は、次に掲げる事項を専決することができる。 (1)、(2) 略 第15条～第21条 略 付 則 略 別表 略	第1条～第13条 略 (<u>生涯学習課長</u>の専決事項) 第14条 <u>生涯学習課長</u>は、次に掲げる事項を専決することができる。 (1)、(2) 略 第15条～第21条 略 付 則 略 別表 略

議案第47号

日野市教育委員会所管職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和7年2月13日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》
日野市教育委員会事務局生涯学習部門の再編に伴い、規程の一部改正を行うものです。

日野市教育委員会所管職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の
一部を改正する規則

日野市教育委員会所管職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成21年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「日野市職員の勤務時間、休日、休憩等に関する規程（平成8年訓令第1号）に定めるものとする」を「日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成21年訓令第4号）に定めるところによる」に改める。

別表公民館の項を削る。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

日野市教育委員会所管職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規則の新旧対照表 __は、改正部分を示す。

新					旧				
(目的)					(目的)				
第1条 略					第1条 略				
(勤務時間、休憩時間等)					(勤務時間、休憩時間等)				
第2条 職員の勤務時間及び休憩時間は、別表に定めるものを除き日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成21年訓令第4号)に定めるところによる。					第2条 職員の勤務時間及び休憩時間は、別表に定めるものを除き日野市職員の勤務時間、休日、休憩等に関する規程(平成8年訓令第1号)に定めるものとする。				
2 略					2 略				
付 則					付 則				
略					略				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
所属	種別	勤務時間	休憩時間	週休日	所属	種別	勤務時間	休憩時間	週休日
日野市立学校設置条例(昭和39年条例第20号)に定める学校	日野市立学校設置条例に定める学校に勤務する職員	その割振りは所属長が定める。	60分とし、その時限は所属長が定める。	日曜日及び土曜日(幼稚園に勤務する職員にあつては日曜日及	日野市立学校設置条例(昭和39年条例第20号)に定める学校	日野市立学校設置条例に定める学校に勤務する職員	その割振りは所属長が定める。	60分とし、その時限は所属長が定める。	日曜日及び土曜日(幼稚園に勤務する職員にあつては日曜日及

				び指定週 休日)
郷土資料館	郷土資料館に勤務する職員	午前 8 時30分から午後 5 時15分までの間において、その割振りは教育長が定める。	60分とし、その時限は教育長が定める。	月曜日及び指定週休日
図書館	図書館に勤務する職員	午前 8 時30分から午後 7 時までの間において、その割振りは教育長が定める。	60分とし、その時限は教育長が定める。	教育長が別に定める日
発達・教育支援課	発達・教育支援課に勤務する職員	午前 8 時30分から午後 6 時までの間において、その割振りは教育長が定める。	60分とし、その時限は教育長が定める。	日曜日及び土曜日

この表において指定週休日とは、土曜日相当日とする。

				び指定週 休日)
公民館	公民館に勤務する職員	午前 8 時30分から午後 5 時15分までの間において、その割振りは教育長が定める。	60分とし、その時限は教育長が定める。	月曜日及び指定週休日
郷土資料館	郷土資料館に勤務する職員	午前 8 時30分から午後 5 時15分までの間において、その割振りは教育長が定める。	60分とし、その時限は教育長が定める。	月曜日及び指定週休日
図書館	図書館に勤務する職員	午前 8 時30分から午後 7 時までの間において、その割振りは教育長が定める。	60分とし、その時限は教育長が定める。	教育長が別に定める日
発達・教育支援課	発達・教育支援課に勤務する職員	午前 8 時30分から午後 6 時までの間において、その割振りは教育長が定める。	60分とし、その時限は教育長が定める。	日曜日及び土曜日

この表において指定週休日とは、土曜日相当日とする。

議案第48号

日野市公民館運営規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和7年2月13日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》
日野市教育委員会事務局生涯学習部門の再編に伴い、規則の一部改正を行うものです。

日野市公民館運営規則の一部を改正する規則

日野市公民館運営規則（昭和41年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「係の設置及び」を削り、同条中「に次の係を置き、係」を削り、同条の表を次のように改める。

- （1） 公印、職印の管理に関する事。
- （2） 施設の維持管理に関する事。
- （3） 物品の保管及び受払いに関する事。
- （4） 施設の利用に関する事。
- （5） 運営状況に関する評価等に関する事。
- （6） 公民館活動の企画運営に関する事。
- （7） 成人教育関係事業行事の実施に関する事。
- （8） 青少年教育関係事業行事の実施に関する事。
- （9） 高齢者教育関係事業行事の実施に関する事。
- （10） 芸術文化関係事業行事の実施に関する事。
- （11） 体育、レクリエーション等の事業行事の実施に関する事。
- （12） その他各種講座講習会展示会等の開催に関する事。
- （13） 公民館関係資料の収集、保存及び作成に関する事。
- （14） 公民館活動の調査研究に関する事。
- （15） その他公民館の目的達成に必要な事。

第5条を次のように改める。

（主査等の任務）

第5条 公民館に副主幹及び主査、係に主査を置くことができる。

- 2 副主幹及び主査は上司の命を受け、担当の事務を処理する。
- 3 公民館に主任長及び主任を置くことができる。
- 4 主任長は上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする事務を処理する。

- 5 主任は上司の命を受け、高度の知識又は経験を必要とする事務を処理する。
- 6 公民館に業務主任長及び業務主任を置くことができる。
- 7 業務主任長は上司の命を受け、高度な業務の円滑な遂行に努めなければならない。
- 8 業務主任は上司の命を受け、担当の業務の円滑な遂行に努めなければならない。

第8条から第13条までを削る。

第14条中「定められた」を「定める」に、「これを」を「別に」に改め、同条を第8条とする。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

日野市公民館運営規則の一部を改正する規則の新旧対照表

―は、改正部分を示す。

新	旧
(目的) 第1条 略 (――事務分掌) 第2条 公民館――の事務分掌は、次のとおりとする。 <u>(1) 公印、職印の管理に関すること。</u> <u>(2) 施設の維持管理に関すること。</u> <u>(3) 物品の保管及び受払いに関すること。</u> <u>(4) 施設の利用に関すること。</u> <u>(5) 運営状況に関する評価等に関すること。</u> <u>(6) 公民館活動の企画運営に関すること。</u> <u>(7) 成人教育関係事業行事の実施に関すること。</u> <u>(8) 青少年教育関係事業行事の実施に関すること。</u> <u>(9) 高齢者教育関係事業行事の実施に関すること。</u> <u>(10) 芸術文化関係事業行事の実施に関すること。</u> <u>(11) 体育、レクリエーション等の事業行事の実施に関すること。</u> <u>(12) その他各種講座講習会展示会等の開催に関するこ</u>	(目的) 第1条 略 (<u>係の設置及び事務分掌</u>) 第2条 公民館に<u>次の係を置き、係の事務分掌は、次のとおりとする。</u> <u>管理係</u> <u>(1) 歳入歳出予算及び経理に関すること。</u> <u>(2) 文書の収発及び整理保管に関すること。</u> <u>(3) 公印、職印の管理に関すること。</u> <u>(4) 施設の維持管理に関すること。</u> <u>(5) 物品の保管及び受払いに関すること。</u> <u>(6) 主務官公庁及び関係機関との連絡に関するこ</u> <u>と。</u> <u>(7) 職員の服務厚生に関すること。</u> <u>(8) 施設の利用に関すること。</u> <u>(9) 運営状況に関する評価等に関すること。</u> <u>(10) その他、他係に属さないこと。</u> <u>事業係</u>

(13) 公民館関係資料の収集、保存及び作成に関するこ
と。

(15) その他公民館の目的達成に必要なこと。

(主査等の任務)

1. 公民館に副主幹及び主査、係に主査を置くことができる。

(10) その他公民館の目的達成に必要なこと。

(係長及び主査等の任務)

2 公民館に副主幹及び主査、係に主査を置くことができる。

2 副主幹及び主査は上司の命を受け、担当の事務を処理する。

3 公民館に主任長及び主任を置くことができる。

4 主任長は上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする事務を処理する。

5 主任は上司の命を受け、高度の知識又は経験を必要とする事務を処理する。

6 公民館に業務主任長及び業務主任を置くことができる。

7 業務主任長は上司の命を受け、高度な業務の円滑な遂行に努めなければならない。

8 業務主任は上司の命を受け、担当の業務の円滑な遂行に努めなければならない。

第6条、第7条 略

副主幹及び主査は上司の命を受け、担当の事務を処理する。

3 係に主任長及び主任を置くことができる。

主任長は上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする事務を処理する。

主任は上司の命を受け、高度の知識又は経験を必要とする事務を処理する。

4 係に業務主任長及び業務主任を置くことができる。

業務主任長は上司の命を受け、高度な業務の円滑な遂行に努めなければならない。

業務主任は上司の命を受け、担当の業務の円滑な遂行に努めなければならない。

第6条、第7条 略

(営業実施のてん末)

第8条 館長は、年度計画の実施状況については、毎年度末、教育委員会及び公民館運営審議会に報告しなければならない。

(公印の管理)

第9条 館印及び職印は、すべて館長又は館長の指定する職員が管理するものとする。

(文書の保管)

第10条 文書は、すべて館長又は館長の指定する職員が保管

_____ _____	するものとする。 (備品の保管)
_____ _____ _____	第11条 公民館の備品は、すべて館長又は館長の指定する職員が保管し、管理台帳を備え付け、常に設備及び備品の整理に努めるものとする。 (備品の処分)
_____ _____ _____	第12条 備品中破棄するものが生じた場合は、日野市物品管理規則（平成19年規則第32号）を準用し、処分するものとする。 (会計及び経費)
_____ _____	第13条 公民館の会計及び経費は、年度事業計画に基づき、予算を作成し、教育委員会に提出するものとする。 (教育長への委任)
(教育長への委任) 第8条 この規則に定める _____もののほか、必要な事項は、教育長が別に _____定める。 付 則 略	(教育長への委任) 第14条 この規則に定められたもののほか、必要な事項は、教育長がこれを定める。 付 則 略

議案第49号

日野市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和7年2月13日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》
日野市教育委員会事務局生涯学習部門の再編に伴い、規則の一部改正を行うものです。

日野市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則

日野市公民館運営審議会規則（昭和41年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条中「公民館」を「教育部生涯学習支援課」に改める。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

日野市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則の新旧対照表

―は、改正部分を示す。

新	旧
第1条～第4条 略 第5条 審議会の庶務は、 <u>教育部生涯学習支援課</u> において処理する。 第6条 略 付 則 略	第1条～第4条 略 第5条 審議会の庶務は、 <u>公民館</u> において処理する。 第6条 略 付 則 略

議案第50号

教育管理職の異動（内申）について

上記議案を提出する。

令和7年2月13日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》
校長及び副校長の異動について、東京都教育委員会に内申するものです。

非公開

非公開

非公開

非公開

議案第51号

「日野市における部活動に関する方針」の改訂について

上記議案を提出する。

令和7年2月13日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）」及び東京都「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン（令和5年3月）」に基づき、令和5年7月に策定した日野市における部活動に関する方針を改訂するものです。

日野市における部活動に関する方針

令和7年2月改定

日野市教育委員会

趣 旨

本方針は、スポーツ庁と文化庁が示す「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」「文化部活動に関する総合的なガイドライン」に基づき、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の観点を重視して、地域、学校、種目、分野、活動目的等に応じ多様な形で最適に実施されることを目指す。

○知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、

ア) 生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。

イ) 生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。

○学校全体として運動部活動・文化部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

適切な運営

○学校は「日野市における部活動に関する方針」を踏まえ、毎年度「部活動の在り方に関わる方針」を策定し、生徒・保護者と共有していく。（学校Webページにも掲載する）

○学校は、各部の年間計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所・休養日及び大会参加日・行事等の参加日程等）を作成する。

○学校は、学校単位で参加する大会や地域の行事、催し物等への参加について、休養日を確実に確保できるように実態に応じて大会等の参加を削減する。

適切な指導

○指導者は、生徒との対話を通じて、教え込みの指導から生徒が自ら考え、自ら生み出す活動へ転換し、保護者とも共有していく。

○学校と指導者は、事故防止及び暴力・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。

○指導者は、勝利至上主義に陥らず、生徒の人格や人権を尊重し、生徒の意思や成長を最優先に考える。

○指導者は、国及び東京都の部活動ガイドラインを踏まえるとともに、部活動用指導手引きを活用した適切な指導を実施する。

活動機会の創出

○教育委員会と学校は、希望する全ての子供たちが文化・スポーツ活動に親しみ、ともに高め合い、人生の基盤となるような貴重な体験を積み重ねる日野市型文化・スポーツ活動の環境を構築する。

○教育委員会と校長は、学校や地域の実態に応じて、地域の文化・スポーツ団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協議・融合した形での地域における持続可能な文化・スポーツ活動の環境整備を進める。

○学校は、部活動指導員・外部指導員を効果的に活用する。

【休養日】

- 1 週当たり3日以上休養日を設け、週4日以内の活動を原則とする。（平日は少なくとも2日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。）ただし、学校の実態に応じて、一部の部活動に移行期間を設けることは差支えない。
- 2 長期休業中の休養日の設定についても「1」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養が取れることができるとともに、部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

【活動時間・設置】

- 1 1日の活動時間は、原則として、学期中の平日では2時間以内、週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は3時間以内とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 2 学校は、原則、部活動の新設・増設を行わない。

議案第52号

日野第三小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について

上記議案を提出する。

令和7年2月13日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

委員の任命について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により任命を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

日野市立日野第三小学校学校運営協議会委員

<<日野市立日野第三小学校学校運営協議会委員 任命者>>

番号	氏 名	住 所	備 考	期数
1	あ べ ともか 阿部 朋加		P T A副会長 (保護者)	1
2	すがわら まゆみ 菅原 真弓		明星大学客員教授 (学識経験者)	1

任 期： 自 令和 7年（2025年）2月 1日
至 令和 8年（2026年）3月31日

《関係法令》

日野市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(任期)

第10条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残存期間とする。

議案第53号

コミュニティ・スクール推進に関する基本方針について

上記議案を別紙のとおり提出する。

令和7年2月13日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市におけるコミュニティ・スクール推進に関する基本方針を策定するものです。

議案第54号

教育委員会職員の分限休職の専決処分について

上記議案を提出する。

令和7年2月13日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

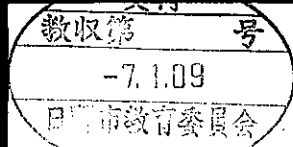
教育委員会職員に対する地方公務員法第28条第2項第1号による分限休職の発令について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により分限休職の発令を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

非公開

請願審査

請 願 番 号	請願第6－12号
受 付 年月日	令和7年1月9日
件 名	都教委でいじめ問題を担当する指導担当部長が、違法な減給処分1件取消を勝ち取った”君が代”不起立教員に対し、約8年も遡り20年12月25日、戒告の再処分2件を出し直したいいじめの非違行為につき、猛省するよう求める意見書を、出して頂きたい等の請願 ～教員や生徒の人権を守るために
請願者 住 所 氏 名	

都教委でいじめ問題を担当する指導担当部長が、違法な減給処分1件取消を勝ち取った“君が代”不起立教員に対し、約8年も遡り20年12月25日、戒告の再処分2件を出し直したいじめの非違行為につき、猛省するよう求める意見書を、出して頂きたい等の請願～教員や生徒の人権を守るために



口頭意見陳述をします。

1 標題に係る請願の背景と、具体的事実等

東京都教育委員会は2023年度から「子供(表記は原文ママ)がいじめ防止について、どのような取組が必要か考え議論する」と称し、高校生いじめ防止協議会なるものを設置。同年度は都立高校生7人が「しっかりと自分の意見を明確に言えることが大切。嫌なことをしない、互いが意見を伝え合え許容できる意識を持つ」等を提案した。

24年度も11月2日に都立高校生10人が出席。「子供たちがいじめを見逃さない環境を作る。地域との関わりを増やすことで子供たちが気軽にSOSを出せるようになり、いじめ防止や早期発見につながれる」等意見交換した。その後、「いじめアンケートを電子化し、カウンセリングを電子予約システムにする。いじめ防止を身近に意識できるグッズを配布する」等の提案をした。

これに対し24年11月28日の都教委定例会では、「グッズ」について、市川茂・指導推進担当部長が「都教委が生徒全員にいじめ防止を記載した消しゴムを配布する意見が出ていた」と説明。宮原京子・高橋純両教育委員が「グッズに相談先等記載を」等述べ、市川氏は「次の会議で高校生に伝える」と答弁。だが大人らの間ではいじめと人権侵害の議論は深まらなかった。

それもそのはず、市川氏は“君が代”不起立教員に対し、“いじめ”をやった過去があるからだ。この事案は教育ジャーナリスト・永野厚男さんが月刊『紙の爆弾』2025年2月号で詳報している。

2 具体的請願事項

2-1 「1 標題に係る請願の背景と、具体的事実等」で触れた、市川氏が“君が代”不起立教員に対し、しでかした“いじめ”の事実を以下、囲み内に解説する。

横山洋吉都教教育長(当時。1942年2月9日生まれ。23年2月6日、81歳の誕生日目前に病死)が“君が代”起立(音楽教諭にはピアノ伴奏)強制を強化する10・23通達を発出後、“君が代”不当処分取消1次訴訟で最高裁は12年1月、地方公務員法上の懲戒処分のうち、戒告は容認してしまっただけで、「減給以上の重い処分は原則違法」とする、教職員側一部勝訴判決を出していた。ところが、11年4月の入学式から連続10回、“君が代”不起立を貫いた田中聡史・都立特別支援学校教諭の、13年3・4月の卒・入学式の“君が代”時の4・5回目の着席に対し、都教委は違法な減給処分を“発令”したのだ。

4次訴訟で19年3月28日、当然ながら最高裁は「都教委の減給処分“発令”は違法」と判じ、処分取消しが確定した。田中さんは「代理人弁護士との同席のもと、行政手続法第13条の規定する弁明の機会設定」を求め続けたが、都教委は一切謝罪せず2年近く拒否し続けた。

そして20年12月25日、2学期(コロナ禍で授業時間確保のため夏休みが短縮となり、教職員間では「日本一長かった2学期」と言われた)の終業式を終え、教室の清掃・消毒作業をしていた正午、田中さんは突如校長室に呼び出された。そこには都教委人事部の2名の男らがいて、約8年も遡り戒告処分2件を出し直す再処分の“発令”書を手渡したのだ。

市川氏はこの時、人事部の主任管理主事(課長級)の職にあり、処分を“発令”する中心人物。田中さんによると、来校の2名の男らは挨拶をせず、勤務中着用が義務付けられている名札も付けず、職・氏名も名乗らなかったという。まさに正体不明かつ無(ぶ)作法な男らによるいじめなので、都民が「来校の2名の一人は大柄な体型や年齢等から市川氏ではないか」と、出張(旅行)命令簿等を情報公開請求したが、都教委は職・氏名欄を黒塗りにし、不明のままだ。

①以上の囲み内に解説した、市川氏が“君が代”不起立教員に対し、しでかした“いじめ”の事実と、②月刊『紙の爆弾』2025年2月号の「いじめ防止担当の都教委部長 “君が代”再処分発令で 教員いじめの過去」という題の記事内容(後日、PDFにて添付・メールする)と、③その電子版に当たる団塊の世代の元教職員のブログ『パワー・トゥ・ザ・ピープル!! アーカイブ』の25年1月6日号付けのURLも――の大きく3つの柱を、本市の全教職員(校長を含む)に周知((副)校長会・教務主任会・中堅教諭等資質向上研修・初任研等でも紹介して頂きたい)等して頂きたい。

※ ワンクリックで見られるURLは、次の通りです。



https://blog.goo.ne.jp/people_03/e/c0ea39faafdf356b21dala02bfe15b54a

また、主権者教育や道徳教育(権力者による“いじめ”の卑劣さの実態と、それに屈しない児童・生徒への愛情に溢れる教員の強い意思、勇気等の内容項目)でも活用頂きたい。

更に戒告の再処分2件を出し直したいじめの非違行為につき、猛省するよう求める意見書を、都教委に出して頂きたい。

2-2 24年度の高校生いじめ防止協議会提案は、「生徒が主体的となる教育活動を推進する」と明記している。しかし、卒業式等の「君が代」起立強制と、「挨拶文読み上げ」名目に全都立学校(高校・特支校等)に派遣する都教委職員にピエロのように実演させる、式の主体・主人公である生徒に尻を向ける、実に失礼な仕草での国旗へ敬礼を見せ付ける——の是非等について、都教委も校長らも生徒の意見を一切聞いていない。

都教委は本請願の全文と関連記事等を、高校生いじめ防止協議会の生徒全員に見せ、——生徒が式の主体・主人公であるはずの卒業式等で、主権在民に反する天皇の歌「君が代」は不必要である(そもそも廃止すべき歌である)ことと、国旗は壇上正面貼り付けではなく三脚掲揚とし、式場外は一切掲揚する必要はない。——

と本会の提案する式の在り方と、都教委の国家主義色の濃い、旧態依然とした復古調卒業式等の在り方の、どちらが適正か、意見を求めること。以上を求める意見書を、都教委に出して頂きたい。

2-3 前記・ブログ『パワー・トゥ・ザ・ピープル!! アーカイブ』の25年1月6日号付けが【補足】として報じる、後掲の囲み内の、——都教委の当時の役人らが、都立大島高校の校長だった大塚健一氏(現在は70歳となり引退)とグルになって、同校2年生に対し2014年11月に、「宿泊防災訓練」と称し陸上自衛隊武山駐屯地で3等陸佐の号令一下、行進訓練させた等の軍事的訓練は、特に欠席扱いになるのではないかと、出発直前まで恐怖感を抱いていた2年生全35人中の19人——

に対しては、都教委の当時の役人らによる、いじめと人権侵害であったと、反面教師の事案として、本市の全教職員(校長を含む)に周知((副)校長会・教務主任会・中堅教諭等資質向上研修・初任研等でも紹介して頂きたい)等して頂きたい。

また、主権者教育や道徳教育(権力者による「いじめ」の卑劣さの実態と、それに屈しない生徒と、我が子への愛情に溢れる保護者たちの強い意思で、「登校し課題学習に取り組みば出席扱い」を勝ち取った、勇気等の内容項目) でも活用頂きたい。

更に、少なくとも全35人中の19人に対しては、都教委の当時の役人ら*いじめ*の非違行為はあったのだから、例えば当時の高指課長だった江本敏男・都立江北高校再任用校長(64歳)や主任指導主事だった永森比人美(ひとみ)都立青山高校再任用校長らに対し、猛省させるよう求める意見書を、都教委に出して頂きたい。

写真＝「防衛省・自衛隊員の紹介」と題するスライド1枚

東京都教育委員会の役人らは、「君が代」や軍事等、国家主義イデオロギーや政治が絡む問題では、生徒や教職員をいじめ、苦しめる性癖がある。

都教委主導で、都立大島高校2年生を2014年11月26～28日、「宿泊防災訓練」と称し陸上自衛隊武山駐屯地(神奈川県

横須賀市)で、①瀧澤健二3等陸佐(当時、自衛隊東京地方協力本部渉外広報室長)の号令一下、行進訓練させたり、②九鬼東一1等陸佐(当時、防衛入学校教授)が「機関銃を手に、鉄帽・迷彩戦闘服で突撃してくる自衛隊員らの写真」【今回、当ブログ「パワー・トゥ・ザ・ピープル!! アーカイブ」に掲載】を見せ、「国防の任務」に言及したり等、防災と無関係の「軍事訓練」を強行。

都教委が前年度、都立田無工業高校生に朝霞駐屯地で行った「宿泊防災訓練」が同内容だったと、事前に情報を得ていた大島高校2年生は全35人中19人が参加せず(保護者や住民も政治的中立性等の観点から猛反発)、学校で教員の指導下、防災等の課題学習に取り組み、出席扱いとなった。だが、都教委がこういう代替措置を明言したのは、直前の14年11月20日の都議会。これって「立派」ないじめだ。

※ 詳細は『週刊金曜日』2015年3月6日号の永野厚男さん取材・執筆記事参照。

2-4 別件で、6年ちょっと前の2018年10月24日(木) 20:00～21:55 放送のフジテレビ・BSフジ『LIVE プライムニュース』の、——萩生田新文科相に聞く「神戸市立小学校での教師間いじめ」の闇——

に出演した、尾木ママこと尾木直樹・法政大名誉教授の、以下の発言から、文科省や都教委の「新しい職」と称する教員の職階制が、同僚制の発揮を妨げ、上意下達の学校にしてしまうという事実も、本市の全教職員(校長を含む)に周知((副)校長会・教務主任会・中堅教諭等資質向上研修・初任研等でも紹介して頂きたい)等して頂きたい。

↓

尾木直樹：僕は今回の神戸の問題から考えられるのは、管理体制の脆弱さというかな、これは管理強化だという反対意見もあるんですけど、主幹教諭がおられ、主任がおられて、指導教諭がいたり、教員があつたり、校長も統括校長と普通の校長に分かれて。萩生田光一：昔は鍋蓋でしたからね。

尾木直樹：昔は鍋蓋と言った。校長と教頭だけ偉くて、あとは皆平等。だからみんなで、よく言えば助け合いの精神で、いろんな悩みの相談できたけど、今新採で入った人が指導教員に相談したり主任に相談すると、その人たちは校長や教頭に、「あの人はこういう人だ」と、(教員)評価を報告するんですよ。(教員)評価をする人に「学級崩壊しそうだ」とか「いじめが起きてるんだ」と言えない。ここに大きな問題がある。／だから多分ひょっとしたらと思うけども、いくつかの政令指定都市の間では、それはやるんだけど、あまり機能させないで、良かれと思ってっていうか、民主的と思いながら民主的ではない、ボス支配が行われて、職員室カーストというんですけど。

反町理・フジテレビ報道局解説委員長(キャスター)：

職員室カースト？ 職員室に身分制が敷かれるんですか？

尾木直樹：勝手に作られた。スクールカーストとよく社会学者が言うけど、ああいう本当に力のある方、本当にリーダーシップを持ってる方、(神戸市の教員間のいじめ事件の加害教員らは)リーダーシップがないのに、人を支配してしまう。(神戸市の教員間のいじめ事件の加害教員らの)4人組が典型ですよ。

校長が記者会見でこの4人を「中核教員」と言うんです。こんな言い方、普通の学校ではないです。しないです。主幹教諭とか主任とか管理職の会議とか、運営委員会というのがあるんですけど、そこで検討したとか、そういうことも【早口で、聴取困難】ずに、「中核教員」って、あんな人たちが「中核」だったら地獄ですよ。ええ。

250109請願 2 頁(了)

報告事項第27号

行政情報の公開請求

このことについて、次のとおり報告する。

令和7年2月13日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

行政情報の公開請求

	請求日	決定日	請求件名	決定内容
1	1月9日	1月24日	①2024年1月10日の校長会、1月25日の副校長会で配布した2023年12月4日付 堀川 拓郎氏発出の入卒式に置ける国旗・国歌指導通知（日教指第1145号）にある都教委の2023年12月1日付5教指企第673号の全文（鑑文や添付資料も） ②2024年12月5日の（副）校長会で配布した2024年12月3日付堀川拓郎氏発出の入卒式における国旗・国歌指導通知（日教指第1078号）にある都教委の2024年12月2日付6教指企823号の全文（鑑文や添付資料も） ③2023年5月12日の「5月定例校長会次第」から2024年12月5日の「12月定例（副）校長会次第」まで開示頂いた間の指導系連絡事項は【主幹】即ち坪田氏は記述がある。しかし記述のない【参事＝長崎 将幸氏】、【教育センター】、【（統括）指導主事】は空白なので、赤い__線の4者の連絡事項のうち、卒入式と周年行事の国旗・国歌と道徳教育・主権者教育についての具体的な連絡事項（質疑応答があればその内容も）の分かる文書（PCやUSBメモリーに入っているもの、読み上げ原稿を含む）。なお、2023年5月26日、7月26日、11月21日、2024年2月1日、2月22日の次第にあるオンライン会議も含む（オンラインは主幹も含めて）。	全部公開および部分公開および不存在

			④都教委・日野市教委・日野市立小中の間で 2023 年 4 月 1 日～2025 年 1 月 9 日に主権者教育についてやり取りした文書（文科省の『私たち・と未来』の副読本の本体は対象外とする） ⑤2024 年 11 月 5 日の「R5 年 11 月定例校長会」次第の「6 その他」にあるスクールロイヤー説明会で配布・説明した全文書（事前、事後のメールを含む配布も開示下さい）	
--	--	--	--	--